

文保本『保元物語』の来歴と生成

—南都寺院社会の一隅における文芸活動—

History and Generation on the Bunbo-bon “Hogen monogatari”

—Literature activity in a corner of the Southern capital temple society—

Keywords: Bunbo-bon “Hogen-monogatari”, Choroku-bon “Heike-monogatari” Tsurugi-no-maki, The Southern capital temple society

キーワード: 文保本『保元物語』・長祿本『平家物語剣巻』・南都寺院社会

阿部 亮太

Ryota ABE

一、問題の所在

公益財団法人徳川ミュージアム（旧称・水府明徳会）彰考館文庫蔵文保二年（一三二八）奥書本（以下「文保本」）は、『保元物語』諸本中、最も古い奥書を持つ。該本には行間への細字書き入れや本行本文の抹消・重書等の編集の跡が甚だしく、その実態はマイクロフィルムや複数の刊行物（影印・翻刻）により確認できる。⁽¹⁾ここに、三弥井書店の伝承文学資料集より、犬井善壽氏執筆の書誌解題を掲げる。

写本。上・下巻を欠き中巻のみ。原装表紙、淡香色無地。補強

表紙がある。題箋、なし。外題、表紙中央に「保元物語^(三折内)」、表紙右方上方に「文保式年八月日」、左方下方に「長寿□」とある。料紙、楮紙。改装時の補張のために、全丁にわたり裏打ちあり。二六・七センチ×二〇・七センチの縦長の袋綴、但し、裏打ち紙による寸法。内題、「保元物語中」、その下方に「光臺寺継実^(之カ)□」とあり。本文、全巻一筆、片仮名交り。本文、三十六丁。一面、十一〜三行。一行、二十二字平均。末尾に、本文と同筆にて、「文保二年八月三日書了／法花院」とあり。⁽²⁾併せて古典研究会による汲古書院の影印版も参照すると、表紙中

央には「保元物語中^{三帖内}」、左方下方には「長壽〔九〕」、その右隣には「□覺□」とある（上巻一頁）。また、同会の解題は表紙見返し右側に「□□神社□□」と書かれていることを指摘するが（下巻一五二九頁）、上巻二頁からは判読しがたい。これらの固有名詞はいずれも未詳だが、「法花院」は書写した住坊か書写者の坊号と思しい³。そして「光臺寺繼実□□」は「光臺寺繼實之」と判読でき（上巻三頁）、文保本が光台寺繼実の旧蔵本だったとわかる⁴。

村上光徳氏は『軍記と語り物』六号所載の影印解題で、文保本の問題点を以下のように整理した。

なお本書については今後^①半井本との関係の究明や^②奥書きの「法花院」、^③内題下方の「光台寺繼実」、^④表紙の「長壽」などの調査が成されなければならない問題であろう^⑤。

（傍線・記号、引用者。以下同）

このうち問題点^②^③^④に関する研究は、史料の不足や原本の閲覧制約のためか、ほとんどなされていない。進展したのは問題点^①の本文研究のみである。

『保元物語』の諸本論は、高橋貞一氏の提唱した金刀比羅本古態説^⑥に対して、永積安明氏が文保・半井本系統を古態とする新たな諸本分類体系を提示した^⑦。後者の認識を継承しつつ、文保本と半井本（彰考館文庫蔵本奥書「右保元物語元禄辛未春以森尚謙所傳借半井驢庵本謄寫焉」によると元禄四年（一六九一）書写）の関係性を精査したのが大井氏である。氏は、文保本の書き入れには異本校合が含まれており、半井本本文はそれを本行本文化したものだ^⑧と論じ

た^⑨。この研究によって半井本本文を遡る文保本の古態性が認知され、本文研究の焦点も文保本本文そのものの生成の解明に移行したといえよう。続く原水民樹氏は、墨線で消去された本文とほぼ同内容の本文が後の記事に現れる問題を分析し、文保本を複数の親本に拠る混合本とした^⑩。また、野中哲照氏はこうした編集の痕跡について、該本編者による「新規の書き入れ」を想定する^⑪。

さらに、原水氏には文保本の来歴に関する研究もある。

延宝八年（一六八〇）、水戸史臣佐々介三郎は、南都探訪において、興福寺一乗院門主真敬法親王の知遇を得た。かの門主の命を受けて佐々に協力し、南都寺院に仲介の労をとったのが坊官の二条寺主（『又続南行雜録』によれば、名は憲乗）である。その際、彼は、長禄四年（一四六〇）書写の奥書を持つ『劔之巻』と共に家蔵の文保本を佐々に贈与した。（…中略…）

佐々に文保本を与えた憲乗の家、すなわち二条寺主家は一乗院代々の坊官で、多くの記録を所持しており（『大日本史編纂記録』の「引用者注」第二三三冊、十一月七日付史館衆中宛て佐々書簡）、憲乗は自らの文庫も開放するなど、非常に協力的で、文保本以外にもいくつかの史・資料がいく年かにわたって採集された^⑫。

原水氏によると、文保本は本来、彰考館文庫蔵長禄四年書写奥書本『平家物語劔巻』（以下「長禄本『劔巻』」）と共に二条家の所蔵だった。しかし、延宝八年に真敬法親王（慶安二―宝永三年。一六四九―一七〇六）の命を受け、二条憲乗（寛永十五―享保七年。一

六三八―一七二二)が両書を修史(後の『大日本史』)編纂の材料として、佐々介三郎宗淳(寛永十七―元禄十一年。一六四〇―九八)に提供したという。¹²⁾

この研究により、文保本が二条家から彰考館に至るまでの経緯は明らかにされたが、それ以前の来歴は判然としない。但し、傍線部の指摘は前述の文保本の問題点②③を考える上で重要である。目下、この事実に基づき、文保本の伝来経路を南都寺院社会のなかに探る試みが必要だろう。

以上の問題意識から、本稿では問題点②「法花院」と問題点③「光臺寺継實」の光台寺を追究する。これによって二条寺主家収蔵以前の文保本の来歴を究明し、さらにその生成環境についても展望したい。

二、「光臺寺」の所在地

文保本は二条家に伝わる以前、「光臺寺継實」という僧侶が所持していた。彼については未詳だが、南都周辺に光台寺という寺院を探るべく『日本歴史地名大系第30巻 奈良県の地名』(以下「地名大系」)の索引に就くと、同名異表記の寺院「光台寺」「興大寺」及び寺院名を含む地名「廣大寺池」「香台寺池」「廣大寺遺跡」を検索できる。¹³⁾このうち、最初の「光台寺」は現五條市西吉野町唐戸の浄土真宗寺院で、もとは光照寺と称した真言宗寺院だったが、明暦二年(一六五六)に転宗・改称したらしい。光照寺は覺鏝(嘉保二

―康治二年。一〇九五―一一四三)を開祖とし、その創始は平安時代末期まで遡る(「唐戸村」項)。この寺院を文保本の「光臺寺」に想定するならば、継實は明暦二年以降、延宝八年以前、つまり憲乗や佐々と同時代の人物ということになる。

次の「興大寺」は現吉野郡下市町大字下市の曹洞宗寺院で、貞享三年(一六八六)頃の開基という(「下市村」項)。これは延宝八年以降の寺院なので、本調査の対象ではない。

前二者に対して、後三者の項目にある「廣大寺」「香台寺」は中世以前に遡る同一の寺院を指すとされる。最も詳しい「廣大寺池」項の記述を掲げる。

廣大寺池 毘奈良市池田町・今市町

池田町東方にある大池。「古事記」「日本書紀」記載の和珥池と伝え、また推古天皇時代に築かれたともいう。光台寺池とも書く。文治二年(一一八六)の大和池田庄丸帳(根津文書)に

「細井池」「香台寺ノ池」とある。また弘法大師が稗田(現大和群山市)の農民を救うために築造したともいい、「稗田の池」

として古来、水利権は稗田村が支配した。天保一〇年(一八三九)の村絵図(帯解公民館所蔵)には「字廣大寺池、本郷稗田村支配 此池之儀聖徳太子本郷稗田村御寄付」と記す。

かつて地底から弥生式土器・石鏃などが出土した。また同池西南部に廣大寺跡と伝える地域があり、古瓦が出土する。

右の記事に従えば、従来「廣大寺」の表記は定まっていなかった(傍線部)。管見の限り、現在の一般的な表記「廣大寺池」の初出は

元和三年（一六一七）十月二十六日付「稗田村今市村上三ツ橋村池水割合取替七詫言書付之事」¹⁴である。したがって、中世の広大寺を
探る際には、多様な寺名表記に配慮しなくてはならない。

傍線部の文治二年十二月日付「大和池田莊丸帳」（『根津文書』）には「注進／一乗院御領池田御庄丸帳事／（…中略…）／細井池四町八反」とある。¹⁵これにより、中世の広大寺は一乗院門跡領の寺院だったと判明する。また波線部によると、広大寺の位置は池の西南部という（▼以下、後掲の地図参照）。

広大寺池の東方、柴屋町南部の小高い丘には単立寺院の宝寿山龍象資聖禪寺（龍象寺）がある。当寺院は「一名、奥の院ともいい、広大寺池畔にあった奈良時代創建の光台寺（広大寺・香台寺）の奥の院ともいわれている」という伝承と異称を持つほか、「一乗院宮寄附御額」と刻する額と、「龍象資聖禪寺」と彫られた額を伝えている。後者は南都一乗院門主三品尊賞法親王（元禄十二―延享三年。一六九九―一七四六）の染筆という。尊賞法親王は、元禄三年に真敬法親王への付弟が決まり、宝永五年（一七〇八）に一乗院に入室した。¹⁷その信仰の真偽は措くとしても、龍象寺の扁額にまつわる伝承は近世の龍象寺と興福寺一乗院の浅からぬ関係を前提にしていると考えられる。

池畔の広大寺は廃絶した時期こそ不明だが、仮に近世前期まで存在していたとしても、その「奥の院」龍象寺と同じく興福寺系列の寺院だっただろう。この広大寺を文保本の「光臺寺」に想定するならば、継実は文保二年以降、延宝八年以前の人物ということになる。

このように大和国には、もと光照寺と称した光台寺（現五條市西吉野町）と、既に廃絶した池畔の広大寺（現奈良市池田町）が存在した。このうち後者には中・近世に亘る興福寺一乗院との関係が窺われ、所蔵の書物を興福寺一乗院坊官の二条寺主家に伝える機会を十分持ちえたと考えられる。以上の調査結果から、文保本の旧蔵者継実に関しては未詳のままだが、彼の属する「光臺寺」には池畔の広大寺を想定するのが妥当だろう。



▼広大寺跡周辺地図（国土地理院「地理院地図」より稿者編集）

三、中世の「光臺寺」の活動

それでは、文保本の「光臺寺」に想定される池畔の光大寺とはいかなる寺院だったのか。前述の通り、この光大寺は中世以前の表記が様々なので、古文書を調査する際には注意を要する。たとえば、文永十一年（一二七四）十月三日付「光台寺家地売券」（『大和興福寺文書』）がそれにあたる。

沽却家地一字

合柒間之中者

四至糸里坪付等在本券面、

又壹間之中者

在左京五条（二カ）坊十坪之内、

四至在本券面、

右、件家地者、僧如□寄進光臺寺之後、年來領掌之寺領也、而今依有要用、限直米陸斛、期永代、奉沽却尼善阿彌陀佛事實也、仍爲後代證文、所放新券之狀如件、（文龍カ）

文永十一年十月三日

賣人

光臺寺知事尊心（花押）

長老空惠（花押）¹⁸

右の文書によると、「光臺寺知事尊心」「長老空惠」の兩人が「僧如□」寄進の家地を「尼善阿彌陀仏」へ売却したという。ここで売却者「尊心」「空惠」の所属する「光臺寺」と池畔の光大寺の関係が問題となる。このうち「空惠」については、元禄十四年

（一二七〇一）成立の能満院義澄『招提千歳伝記』卷中之二・明律篇に彼の伝記が載る。

光台寺理性律師伝

律師、諱空惠、字理性、未詳何許人、神智過人、克々拳家声、故以戒教、爲他見嘉、居和之光台寺、爲第一座也、弘安五年、招提金堂薬師佛像修輔功成、有大法会、師爲導師、弘安八年、於招提壇、爲尼衆行別受法、師爲尊証也、未詳出^二于何^レ門、恐^ハ爲^二玄公^一之徒^歟、¹⁹

この記事の傍線部によると、空惠は字を「理性」といい、「和之光台寺」つまり大和国光台寺に居住していた。また、彼の素性は未詳だが「玄公」すなわち証玄（承久二―正応五年。一二二〇―九二）の門下かという。証玄の師は、興福寺で出家して貞慶に律を学び、叡尊等と共に自誓受戒した後、唐招提寺に移った覚盛（建久五―建長元年。一一九四―一二四九）である。つまり、覚盛より受戒した証玄が空惠へと法脈を継いだことになる。

「光台寺家地売券」所載の「光臺寺」は『招提千歳伝記』所載の「和之光台寺」と同一である。そして、その長老たる空惠の法脈を勘案するに、当寺院は唐招提寺系列の律宗寺院だが、大局的に見れば興福寺系列に属していたと目される。さらに、この興福寺との関係性は前節で確認した池畔の光大寺の性格と矛盾しない。それならば、池畔の光大寺と空惠所属の「和之光台寺」は同一の寺院と考えられよう。よって、これ以降は両寺院を同定し、「大和国光台寺」と表記して論を進める。

空恵伝の波線部の事績は、同書卷下之二・旧事篇に詳しい。その前後の記事も含めて便宜上A—Dに四分割し、以下に掲げる。

A 後宇田帝（天智）建治元年乙亥、講堂修造始（手）春正月（終）功（冬）十一月（二）、其月十四五（日）、為（落慶）会（一）、十四日、行（四分）

布薩（一）、実相為（説戒師）、円律秉羯磨、理性為（答法）、空印引（一）、十五日、梵網布薩、説戒中道、梵唄、勤聖、維那、良覚

行事、堯賢・良忍・聖意・了月、五徳、仙宗也、又十四日夜、於（礼堂）行（舍利講）、唱導、為（実相公）、伽陀、良忍・聖意、廻

向（光台寺）、理性公、（為（光台）、大長老）（…中略…）

B 同五年壬午、金堂薬師如来像再修成（弘安）、春三月八日、為（開眼）

供（一）、僧衆三百余人、導師、光台寺、理性和尚也、此年、円覚公結（界）北洛双丘法金剛院（云）、（…中略…）

C 同八年乙酉春三月廿一日、為（正法寺）尼衆十二人、於（法華寺）行（本法）、次於（当山）戒壇（受戒）、（西大叡尊公羯磨、吾証

玄公答法、西琳、惣持公説相、海龍王幸尊、引導、招提尋算公、又喜光、性海・光台、空恵・弘正、宣海・西大、禅恵・招提、円

証・西大、隆恵（達）、尼（十師者）、法華、真恵為（和上）、道明、了祥為（羯磨）、法華、照聖為（答法）、法華、妙遍・同照心・同妙善・

同宗円・同聞勝・同融然・同智玄・同智遍、其中玄為（教授）、智遍為（堂達））

D 吾山戒壇久（不）行（受戒）、証玄和上再（興）僧及尼（受戒）、從（是）僧尼（受戒）盛行（行）之、夏五月作（舞樂）之台（一）、（毎年五月六日、

大祖、諱辰作（舞樂）一故（一））（山括弧内は小字双行。以下同）

記事Aによると、建治元年（一二七五）に「講堂修造」の「落慶会」として、十四日に「四分布薩」、十五日に「梵網布薩」が催された。これは寺域（寺僧）を清浄化する結界作法で、特に叡尊等

が主導した戒律復興運動にも類例があるという。²¹ 実際に、記事Aでは「実相」「円律」すなわち円照と証玄、記事Cでは「西大叡尊公」

等、著名な律僧が名を連ね（傍線部）、空恵も彼等と肩を並べている（波線部）。また記事B、空恵が導師を勤めたという薬師如来の開眼供養では、同書卷上之二・伝律篇「第二十二世（中興）円律玄和尚

伝」の記述「請（光台寺）、理性老和尚、以（テ）為（唱導）」によると、証玄が空恵を招請していた。²² これらの記事からは、空恵が法会の場合

で南都諸寺院の律僧と面識を持ち、活躍していた様子が窺えよう。その人脈や大和国光台寺の活動から、彼自身も覚盛・叡尊を筆頭とする南都戒律復興運動の一端を担う律僧だったと考えられる。

ところで、正安四年（一一三〇）成立の凝然『東大寺円照上人行状』には円照の門弟信忍の伝記が載るのだが、ここにも「光台寺」の名を見出せる。

諱信忍、道号智生、居（俗）有（忠）、厭（世）求（法）、年二十二落髮、登（高野山）苦行、入（唐）招提寺、学（律）、随（玄上人）受戒、海龍王寺、不退寺、光台寺、彼此遊住、修（大悲行）、入（照公門）、住

戒壇院、勤維那役、撰僧一周、移住金山、大助照公化儀、即

文永二年八月二十五日、重受（具戒）、宋人帰（徳）、洛東靈山建

二堂庵、施（与）上人、後住（持）金山院、建（興）二諦、内裏、

春宮、女院、后宫、仙洞、梁園、執柄、蓮府、三槐、九棘、文

（山括弧内は小字双行。以下同）

武諸家、洛中洛外、或是説法、或是受戒、屢蒙三召請²¹、常通²²知音²³、皆是照公和上余潤之所²⁴致也、

信忍伝によると、彼は出家後「高野山」「唐招提寺」を経て「玄上人」（証玄）のもとで受戒、「光台寺」を含む諸寺院で研鑽を積んだという（傍線部）。このうち「海龍王寺」「唐招提寺」や「玄上人」「照公」（円照）は、空恵所縁の寺院・人脈（『招提千歳伝記』記事A・C傍線部）と符合する。したがって、右の信忍伝に見える「光台寺」も大和国光台寺と同定できよう。

牧野和夫氏は、円照の門弟が師の寂後に各地に移り「東山交流圏」（小川・白毫院・靈山・安居院・金山院ほか）と呼ぶべき学問的な交流の渦」を形成したと指摘し、信忍伝にも注意を払っている²⁵。その信忍伝に記載される律僧や寺院を空恵の事績と照合すると、当時の大和国光台寺が南都諸寺院と緊密な関係を築いていたと思われるのである。これを直ちに牧野氏の指摘する「東山交流圏」だと断じることができまいが、大和国光台寺にもそれに類する南都律僧同士の学問的交流の場を想定してよいのではなからうか。

四、「法花院」の所在地

文保本を伝領した継実の所属寺院「光臺寺」は広大寺池西南の大和国光台寺で、中世には南都諸寺院と緊密な関係を築いていたと考えられる。また、文保本の奥書には書写者の住坊と思しい「法花院」の名があった。両寺院の関係は未詳だが、該本の伝来経路を探

るとき、大和国光台寺の交流圏である南都周辺に「法花院」が存在した可能性は否定できない。そうした観点から史料を見ると、正応三年（一二九〇）正月日付「僧玄澄嶋地処分状」（『東大寺文書』成卷文書二二〇。以下「玄澄文書」）の記述が留意される。

處分 幸井島事

合口四間、奥參拾陸間者、法花院

在大和國添上郡四條五里廿七坪之内、

四至東限西限南限北限

右、件島者、僧玄澄相傳之私領也、知行更無子細、而依爲息女、令處分日光女畢、但就此島、每年錢百文、大佛千部御經²⁶、無懈怠可令奉加者也、偏爲減罪生善也、此外曾不可有公事、仍爲後日龜鏡、處分狀如件、

正應三年正月 日 僧玄澄（花押）²⁷

玄澄文書によると、「大和國添上郡四條五里廿七坪之内」の「法花院西浦」には「幸井島」があるという（傍線部）。この幸井島の関連史料には、ほかに『東大寺文書』成卷文書「日光女島地讓狀」（二〇一―二二五）・「僧善英敷地讓狀」（一八一―二〇六）・「僧重尊敷地売券」（二〇一―三三〇）があり、また『同』内閣文庫所蔵文書（内閣Ⅲ―一八）「尼妙智・僧実秀連署質券」（五一―五二）が存する。この文書群を要するに、幸井島は以下のごとく伝えられた。

宗願房玄澄^{支澄息女}—日光女^{日光女息男}—重尊（助公）^{重尊後家一期知行}—行禪房善英^{善英後家二期知行}—尼妙智房—了仙房実秀

このうち、建武元年（一三三四）四月二十七日付「尼妙智・僧実

秀運署質券」(以下「妙智文書」)は年紀が最も新しい。

〔編纂巻〕
「了仙房借書」

借請 神物用途事

合貳貫文者、

右、件錢者、毎月百文別加參文之利分可返弁、但於質物者、幸井法花院西浦島一處口四間、本券文差置之者也、(除竹木等、但ヒサシヲ雖出、是ハ暫時事也、若イカナル事モアラハ、コホチトルヘシ)質物^上入置之間者、雖爲何年被作取今此島者也、若未被作之以前返弁事在之者、百別可加五文之利分也、雖爲一毛於被作之者、百別可加參文之利分也、次若万^一付此本券違乱出来事在之者、法花院惣ノマルカシニカ、ルヘシ、更不可有子細之狀如件、

建武元年^{甲辰}卯月廿七日 尼妙智(花押)

僧貫秀(花押)⁽²⁶⁾

妙智文書は、妙智と実秀が「貳貫文」を借りるために「幸井法花院西浦島」(傍線部)を担保とした借用状である。右の両文書の記載と年紀によれば、文保二年の「大和國添上郡四條五里廿七坪」内には「法花院西浦」という字名の地域が存在した。「西浦」は西裏の音通と考えられるので、およそ幸井島の東方(おそらく同庄内)に「法花院」があったと推定できる。⁽²⁷⁾

それでは、この「大和國添上郡四條五里廿七坪」は一体どこなのか。『地名大系』付載の「大和の国条里推定復原図」や室伏朝子氏の研究、及び『国史大辞典第七巻』「条里制」項を参照するならば、それは平城京以南を通る下ツ道の以東(東諸郡)、添上京南四條五

里二十七坪に比定される。当地は現奈良市森本町のうち、南面が楯町に接する水田である。

条里制の坪並は千鳥式と平行式で異なるが(▼以下、後掲の地割図参照)、いずれにせよ二十七坪の位置は特定できる(地割図①網掛部分)。坪内の地割は現地の灌漑用水路等の都合によって長地型と半折型、さらに南北・東西の両方向の別があるという(地割図②)⁽²⁸⁾。二十七坪内の実際の地割は不明だが、玄澄文書の記す幸井島の面積「合口四間、奥參拾陸間」は一段の四割程度にすぎない。

四條五里内には櫛北庄と杜本庄が混在し、その内訳や各坪の管理者を判じがたい。⁽²⁹⁾しかし、玄澄文書には「大佛千部御經」の費用の一部として、幸井島の管理者に毎年「錢百文」の「奉加」を課す旨が載る(波線部)。この記述から「錢百文」の施入先が東大寺であり、幸井島が東大寺系列の所領だとわかる。

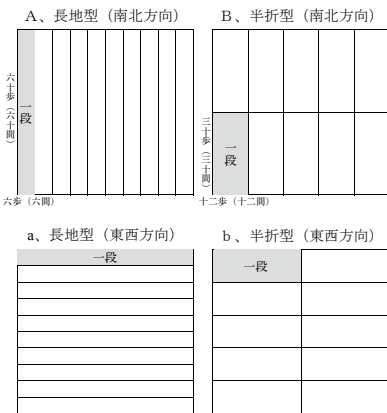
それでは、幸井島東方の法花院は東大寺と何らかの関係を有したのだろうか。妙智文書によると、妙智等は誓約に違乱が生じた場合、「法花院惣ノマルカシニカ、ルヘシ」という条件を提示している(波線部)。「マルカシ」には名詞と動詞の用法があり、後者の用例には『日本書紀』孝徳天皇・大化二年三月条「昔在の天皇等の世^{みよ}には天下^{あめのした}を混し^まち^まひ^ひめて治めたまふ^ち」や『紫式部日記』「二十六日、御薫物あはせはてて、人々にもくばらせたまふ。まろがし^まひ^ひたる人々、あまたつどひあたり^あり^まり^ま」が挙げられる。両傍線部は順に、万民を差別せず平等に扱う意、薫物を練り合わせ丸める意である。このように「マルカシ」は、様々なものを一つにまとめるという意味を

持ち、しかも物だけでなく人にも適用できる言葉だったと考えられる。そうすると、妙智文書の波線部後半は「法花院惣と一体となって責任を負う」と解釈できる。このことから、東大寺系列の幸井畠は法花院惣に属する土地の一部だったことがわかり、これに伴い、法花院も東大寺と相応の関係を有する寺院だったと考えることが許されよう。

①一里（六町方格＝六町平方の区画）の地割

I、千鳥式坪並						II、平行式坪並					
1	12	13	24	25	36	1	7	13	19	25	31
2	11	14	23	26	35	2	8	14	20	26	32
3	10	15	22	27	34	3	9	15	21	27	33
4	9	16	21	28	33	4	10	16	22	28	34
5	8	17	20	29	32	5	11	17	23	29	35
6	7	18	19	30	31	6	12	18	24	30	36

②一坪（一町方格＝一町平方の区画）の地割



▼条里制における地割図（注28前掲『国史大辞典』及び注29前掲論文を基に稿者作成）

五、文保本と長祿本『劔巻』を取り巻く環境

文保本奥書の「法花院」を東大寺系列の寺院と考えた場合、近隣とはいえ興福寺系列の大和国光台寺に文保本が伝わったことを、どのように理解すればよいだろうか。この問題を考えるために、憲乗

が文保本と共に佐々へ提供したという長祿本『劔巻』の来歴についても併せて検討し、両書の伝来経路の可能性を模索したい。まずはその奥書を掲げる。

雖為悪筆之至極、為後代

見驗之、如形染筆畢、誠比興

長祿四季庚辰林鐘中十日書了、

和州柿本寺 右筆祐尊廿六年⁽³³⁾

長祿本『劔巻』は「和州柿本寺」の「祐尊」により書写された。柿本寺は古瓦の出土により奈良時代の創建といい（史料上の初出は延久三年（一〇七一）九月二十日付「興福寺大和国雑役免坪付帳」〈興福寺・天理図書館文書〉）、明治初年までは存在したという。その所在地はもと現天理市樅本町和爾下神社境内（前掲地図「柿本寺跡A」）で、南北朝時代には軍陣に利用され、室町時代頃には西方の樅本町高品（同前「柿本寺跡B」）に移転されていたらしい。⁽³⁴⁾ 両地点は近接し、いずれも広大寺跡より南南東約二キロメートル程度（直線距離）である。この一帯は「樅本庄」「樅庄」等と呼ばれ、東大寺領と興福寺領が散在する。そして、永万二年（一一六六）七月十六日付「東大寺莊園文書出納日記」（『根津美術館所蔵文書』）によると、「樅庄」（A地点）は早くから東大寺領に属したようだ。⁽³⁵⁾ それならば、移転後のB地点も東大寺系列の所領だった蓋然性が高い。こう考えると、長祿本『劔巻』は東大寺勢力圏の柿本寺から興福寺勢力圏の二条家へと移動したことになる。それでは、両寺院勢力

の間に書物の往還はありえたのだろうか。

弘安八年（一二八五）八月日付「東大寺注進状案」（『東大寺文書』未成卷文書一／二四／四八七―四・五）によると、「杜本庄」「和爾庄」等を含む諸地域が「國中甲乙人等」によって「領知」され、さらに「長谷寺／柿本寺／后安寺／大悲山寺」の「諸末寺」も「興福寺甲乙寺僧」のために「押領」されたという³⁶。杜本庄は大和国光台寺のある池田庄の東隣、和爾庄は柿本寺跡A北東の現天理市和爾町付近である。このように、寺領関係の文書から窺われる東大寺・興福寺両勢力の関係は決して穏やかではなかった。

しかし一方で、東大寺と興福寺の僧同士は同じ法会に参じる折があったらしい。永村眞氏は『尋尊御記』の記述から、興福寺維摩会の聴衆（単なる聴聞ではなく講・読師を除くすべての出仕職衆）定員四十口のうち、東大寺僧から八口が招聘されていた慣例を指摘する³⁷。このように、法会の場を両勢力の学僧が交わる機会として考えられるならば、寺領争いの一方で学僧同士の交流も推測されよう。

また、近世に文保本と長禄本『剣卷』を保管していた二条家の所蔵文書については、幡鎌一弘氏の研究がある³⁸。それによると、二条家文書は宝永元年（一七〇四）の火災を偶然免れ、翌年に憲乗が整理して「二条家旧記目録」にまとめたという。その文書群は「常」「理」「正」等の漢字を割り当てた計十五函と一―六の番号を振る重に分けられ、そのうち「勝」函には「朝廷関係史料」や「寺社縁起・謡物・花道・兵法・催馬楽・小歌・楽譜・参詣記など」の文芸が納められた。この「勝」函内にあった文保本と長禄本『剣卷』が

佐々に提供されたことから、幡鎌氏は「贈答用としても用いられ、比較的移動しやす分野の本だったのかもしれない」と推測する。

さらに、幡鎌氏は二条家所蔵史料を作成主体別に、①役職等につくことで作成された記録、本人の日記など、一次記録／②先祖は^{ママ}あるいは他家の記録の写本・部類記など、二次的な記録／③他家あるいは坊舎から譲られた記録、の三種に分類し、③の事例として中世末―近世初期（天正十三―元和三年。一五八五―一六一七）頃の興福寺光明院旧蔵史料を挙げる。すなわち、光明院の寺元（院主任免権を持つ実質的支配者の家系）の衰退に伴い、その所蔵史料が二条家へ移ったという（二条家文書「僕」函に該当）。そして、「所蔵史料の移動は、あるいは意図的に、あるいは坊舎の廃絶によって起こりえた。それは多くの史料が私的な所有に帰っていたからである」と指摘した³⁹。

右の幡鎌氏の研究は東大寺・興福寺両勢力間の書物の往還を検討したものではないが、寺院関係者による文芸書の管理に関する見解としては、文保本と長禄本『剣卷』の来歴を考える上で示唆に富む。そもそも文保本は原表紙左下に「長壽〔丸〕」「□覺□」、内題下に「光臺寺継實之」の署名を持ち、いずれも「私的な所有」を思わせる。それならば、大和国光台寺と南都諸寺院の連絡網の中に近隣の「法花院」があり、両寺院の僧侶同士が文芸書の贈答を含む交流を持ったと考えることも不可能ではあるまい。また、法花院と大和国光台寺の廃絶時期は不明だが、東大寺・興福寺両勢力の管轄する所領が入り交じった当該地域内においては、「坊舎の廃絶」によ

る両勢力間の「所蔵史料の移動」も十分想定できよう。

今回の調査では、東大寺勢力圏と興福寺勢力圏の間における書物の往還を具体的に示す証拠を見出せなかった。しかし、未詳の部分は多いものの、長祿本『剣巻』が柿本寺から二条家へと渡った事実は重大な意味を持つ。これにより、法花院から大和国光台寺を経て二条家へとという文保本の伝来経路も、強ちの外れの想定とはいえないからである。

六、文保本と南都寺院社会の一隅における文芸活動

文保本奥書の「法花院」は東大寺系列の寺院とらしい。一方、該本を伝領した「光臺寺」は興福寺系列の大和国光台寺だった。また、中世の大和国光台寺は南都諸寺院と緊密な関係を築いて戒律復興活動の一端を担っており、その後には学僧等の交流が窺われる。たしかに、文保本文には南都律宗の性格や南都特有の知識（固有名詞や地理等）が増補された形跡を読み取りにくい。しかし、両寺院の地理的近接を思えば、法花院と南都諸寺院の関係も疎遠ではなかっただろう。こうした背景から、『保元物語』が法花院で編纂され、その伝本が大和国光台寺へと継承された所以を考察できな

いだろうか。

そこで少し『保元物語』を離れ、他の軍記物語と南都諸寺院の関係を振り返りたい。すると、東大寺宗性の編著『春華秋月抄草』紙背に残された『平治物語』断章の存在が思い起こされよう。現在、

『平治物語』の成立下限はこれを根拠に寛元四年（一二四六）五月一日とされている⁴⁰。この断章はそれ以前の東大寺に『平治物語』が存在した可能性を示すと同時に、『保元物語』『平家物語』もあつたのではないかという想像を促す⁴¹。『保元物語』の現存諸本を遡る散佚伝本の一部は東大寺周辺で編纂され、その寺領の寺院へ、また各寺僧の交遊圏へと伝播していったのではなかったか。

また、文保本と共に二条家で保管された長祿本『剣巻』は、法花院や大和国光台寺と程近い柿本寺（東大寺系列）で書写された。そして、この三寺院の上位にある東大寺と興福寺は、当該地域で長年係争を続ける一方、興福寺維摩会等の交流の機会も持っていた。さらに当時の寺院内の書物は、あるいはそれを私有化した寺僧同士の交流のために、あるいは寺院の廃絶等のために、外部へ流出する可能性があつた。以上の諸点に鑑みれば、当該地域内における東大寺・興福寺両勢力圏間の書物の往還も十分想定できよう。

如上の環境下で、法花院には『保元物語』の数種の伝本が集まつた。そして、本文の整定に向けてこれらを駆使し、文保本が編まれたのである。該本はいっしか東大寺の勢力圏を出て興福寺の勢力圏へと移り、光台寺の継実に伝わった。その後、同じく東大寺の勢力圏（柿本寺）から流出した長祿本『剣巻』と共に、一乗院門跡に仕える二条寺主家の所蔵となつた。——文保本の来歴を、このように考えてみたい。

以上、本稿では文保本『保元物語』の伝来を追ってその生成まで遡り、十四世紀初頭における南都寺院社会の一隅で行われた文芸活

動を垣間見た次第である。

【注】

- (1) マイクロフィルムは国文学研究資料館蔵(請求記号三二一三七―二)、影印は①『軍記と語り物』六号(一九六八・一二)、②古典研究会編『保元物語 上』(汲古書院 一九七二・六。解題は「同 下」一九七四・三)、翻刻は③北川忠彦氏ほか編『伝承文学資料集第八輯 保元物語』(三弥井書店 一九七四・一二)、④武久堅氏『保元物語六本対観表』(和泉書院 二〇〇四・一〇)参照。なお、徳川ミュージアムでは現在、実物資料及び二次資料化されていない史料の閲覧等を受け付けていない。
- (2) 犬井善壽氏「保元物語」伝本分類私考―康豊本系統と文保本系統の独立―(注1前掲書③)。
- (3) 牧野和夫氏より、室町末期の興福寺の論義草紙類に関して、書写者は表紙左下、伝領者はその傍らに署名する慣習が窺える(この慣習は東大寺宗性の聖教類等にも概ね適うという)こと、及び奥書の位置には後の所持者が署名する場合もあることの二点について御教示を賜った。前者の慣習に従うと、文保本の「長壽〔丸〕」「□覺□」の一方を書写者、他方を伝領者と解せるが、「法花院」との関係は不明である。また後者の場合について、本稿では文保本奥書を「本文と同筆」と見る注2前掲犬井氏解題の指摘に従う。牧野氏「覚城院聖教(第四番函収納)における伝領墨署(書)名の位置に関する一考察」(中山一麿氏監修『寺院文献資料学の新展開第一巻 覚城院資料の調査と研究I』臨川書店 二〇一九・一〇)。
- (4) たとえば、金沢文庫所蔵の聖教類には前表紙右下または左下に「湛睿之」「睿」「湛睿」と記すものがあり、これらは称名寺三代目長老本如房湛睿(文永八―北朝・貞和二年。一二七一―一三四六)の手沢本であることを示すという(納富常天氏「金沢文庫蔵 国宝称名寺聖教湛睿説草 研究と翻刻」『湛睿の唱導資料について』(勉誠出版 二〇一八・六)七六頁)。これにより、記載場所は異なるものの、文保本の「光臺寺継實之」も継実の旧蔵を意味すると考えられる。
- (5) 注1前掲書①。
- (6) 高橋貞一氏『平家物語諸本の研究』付録第一章「保元物語諸本の研究」(富山房 一九四三・八)。
- (7) 永積安明氏『日本古典文学大系31 保元物語・平治物語』解説(岩波書店 一九六一・七)。
- (8) 犬井氏「文保・半井本系統『保元物語』本文考―文保本の本文消去および行間書き入れをめぐる―(上・下)」(『国語国文』三八卷二・三号 一九六九・二/同三)、「文保本系統『保元物語』本文考―文保本から半井本への本文変化―」(注1前掲書③)。
- (9) 原水民樹氏『保元物語』系統・伝本考』第一部第一章第一節「文保・半井本系統」(和泉書院 二〇一六・一一。初出『松村博司教授定年退官記念 国語国文学論集』名古屋大学国語国文学会 一九七三・四)。
- (10) 野中哲照氏『保元物語の成立』第十七章「保元物語」文保本にみる鎌倉末期の状況」(汲古書院 二〇一六・一二)。
- (11) 注9前掲書第二章第一節「文保本の伝来補説」(初出『新日本古典文学大系月報』三七号 岩波書店 一九九二・七)。
- (12) 憲乗の活動については、幡鎌一弘氏「興福寺坊官家の史料目録―「二条家旧記目録」の紹介と解説ノート―」(研究代表・上島亨氏「平成10年度、13年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))」研究成果報告書 興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成および研究(課題番号10410082) 二〇〇一・三)。「寺社史料と近世社会」第二部第三章(法蔵館 二〇一四・一二)に大幅に改稿して再録)参照。以下、原論文と再録論文を区別する。
- (13) 『日本歴史地名大系第30巻 奈良県の地名』(平凡社 一九八一・六)。
- (14) 喜多村俊夫氏「日本灌漑水利慣行の史的的研究 各論篇」第十五章「大和盆地の二つの特殊な灌漑用水権とこれをめぐる村落社会構造―布留川筋の田村と広大寺の稗田―」(岩波書店 一九七三・五。初出『新

- 地理』四一六・七号 一九五〇・五/同六、一九七一・八補訂)。
- (15) 『鎌倉遺文 古文书編二』(東京堂出版 一九七一・一一)二〇一
号。以下『平安遺文』『鎌倉遺文』の引用は東京堂出版版に拠り、『鎌
倉遺文』巻数―文書番号』のように示す。
- (16) 注13前掲書「竜象寺」項。
- (17) 下中邦彦氏編『日本人名大事典第三巻 覆刻版』(平凡社 一九七
九・九。初版一九三七・一〇)「尊賞法親王」項。
- (18) 『鎌倉遺文』一五一―一七二五号。
- (19) 関口静雄氏ほか編『唐招提寺・律宗戒学院叢書第一輯 招提千歳伝
記』(昭和女子大学近代文化研究所 二〇〇四・二)一〇二頁。
- (20) 注19前掲書一六四頁。記事Cについては、同書解題が「戒学院三宝
経蔵に襲蔵される『招提寺尼受戒次第』(折帖装・一帖)と『別受説
相』(折帖装・一帖)に依拠した点、そのうち前者が「永仁六年(一
二九八)十二月十八日に西大寺僧の実巷が書写したもの」である点を
指摘し、義澄の依拠史料を中世に遡る文書とする。この指摘に従うと、
『招提千歳伝記』の空恵伝も中世に遡るものと推測される。
- (21) 飯田昂子氏「中世称名寺における結果と絵図」(『建築史学』三三三
一九九九・九)、「中世「律院」と「結果」」(永村眞氏編『中世寺院
の仏法と社会』勉誠出版 二〇二一・六)。
- (22) 注19前掲書四二頁。
- (23) 『続々群書類従第三 史伝部』(続群書類従完成会 一九七〇・二)
四九八頁。
- (24) 牧野氏「日本中世文学における十三世紀後末期東山白毫院・靈山周
辺―書物ネットワークの視点から―」、「思融―良舎 周辺のこと・杭
州出自の宋人のこと―「軍記物語と東アジアの仏教世界」補遺―」、
『沙石集』論―円照入寂後の戒壇院系の学僧たち―(『実践国文学』
七九・八〇・八一号 二〇二一・三/同二〇二二・三)。
- (25) 『大日本古文书 家分け文書第十八 東大寺文書之六(覆刻版)』
(東京大学出版会 一九七一・一一。初版一九五八・三)二四頁、『鎌
倉遺文』二二―一七二六〇号。以下『東大寺文書』『大徳寺文書』の引
用は『大日本古文书』に拠り、『東大寺文書』巻数―頁数』のように
示す。
- (26) 『東大寺文書』五一九九頁。
- (27) 渡辺久雄氏「条里制の研究」第二章第三節「国郡制下の地方条里の
―武庫郡条里を中心として―」(創元社 一九六八・六。初出『人文
研究』一〇巻二号 一九五九・一)によれば、字「法花院西浦」も
「二坪か数坪にわたった広さ」を想定できる。なお、同論文の扱う康永
三年(一三四四)三月二十六日付「藤原光智田地寄進状」(一三〇六。
『大徳寺文書』三一―二八四頁)には「奉 寄進小松庄東方地頭方内田事
/合参段者、(字出口西)リ、此内六十分大梵天王_ノ比浦在之、字若王子
東、此内壹反」とある。「大梵天王」は現兵庫県西宮市小松南町の岡
太神社なので(竹田聰洲氏「民俗仏教と祖先信仰」前編第二十章第二
節「寺院の成立と神仏習合」(東京大学出版会 一九七一・三)、当寄
進状は字「大梵天王北浦」と「大梵天王」が同じ庄内にあった事例と
解せる。
- (28) 室伏朝子氏「延久2年「興福寺大和国雑役免坪付帳」の地理資料と
しての検討」(『人文地理』三八巻二号 一九八六・四)及び『国史大
辞典第七巻』(吉川弘文館 一九八六・一一)「条里制」項。
- (29) 藤田尚三郎氏・竹本克彦氏・中森達氏「大和平野における土地利用
の今昔―条里の制と圃場整備―」(『農業土木学会誌』五四巻七号 一
九八六・七)。
- (30) 『角川日本地名大辞典29 奈良県』(角川書店 一九九〇・三)「櫛
本」項。「森本」項。後者によると杜本庄は興福寺雑役免莊園だが、注
36後掲史料では東大寺領である。
- (31) 坂本太郎氏ほか編『日本古典文学大系68 日本書紀 下』(岩波書
店 一九六五・七)二九〇頁。
- (32) 藤岡忠美氏ほか編『新編日本古典文学全集26 和泉式部日記 紫式
部日記 更級日記 讃岐典侍日記』(小学館 一九九四・九)一二八
頁。なお、「マルカシ」は「まるかせ」「まろかし」「まろがし」「まろ
かせ」等ともいう(『日本国語大辞典第二版 第十二巻』(小学館 二
〇〇一・一二)五三五・五五三頁)。
- (33) 国文学研究資料館蔵マイクロフィルム(請求記号三二―四五一―三)。

- 翻刻は市古貞次氏『完訳日本の古典第四十五巻 平家物語 四』付録（小学館 一九八七・三）参照。
- (34) 注13前掲書「和爾下神社」「柿本寺跡」項。『平安遺文』九―四六三九号・同四六四〇号参照。
- (35) 『平安遺文』七―三三九七号。
- (36) 『鎌倉遺文』二〇―一五六五〇号。
- (37) 永村眞氏『中世寺院史料論』Ⅱ・第一章「法会と文書——興福寺維摩会を通して」（吉川弘文館 二〇〇〇・一一）。高山有紀氏「中世南都の法華会」（注21前掲書）は『大乘院寺社雑事記』明応三年（一四九四）十月十九日条より、「室町時代後期における東大寺法華会と興福寺維摩会の相互関係がみえるだけでなく、寺外の法会である東大寺の法華会が、興福寺の学侶の昇進の過程に重要な位置を占めていた可能性がある」と指摘する。
- (38) 以下の幡鎌氏論考は、基本的に注12前掲の原論文による。
- (39) 引用は注12前掲の原論文だが、光明院旧蔵資料に関しては再録論文に詳しい。なお、龍象寺住職の浅井證善氏からは、当寺院所蔵の古文書が代々の住職（現代における）により持ち出されて散佚していった旨の御教示を賜った。
- (40) 石井行雄氏「宗性上人編著『春花秋月抄草』に見える『平治物語』断章」、「同・補遺」（『軍記と語り物』二〇・二二号 一九八四・三／一九八五・三）。
- (41) 『保元物語』『平治物語』『平家物語』は現存諸本を遡る段階において、既に複雑な本文交渉があったと考えられている。日下力氏『平治物語の成立と展開』（汲古書院 一九九七・六）参照。
- 付記1 本稿は二〇一八年一〇月二一日の軍記・語り物研究会第四一九回例会（於法政大学）で口頭発表した内容を、当日の質疑等を加味して再検討したものである。
- 付記2 牧野和夫氏には、注3前述の御教示のほか、同注前掲の御論考で本稿のことを紹介していただいた。また、二〇一八年八月二九日には柿本寺跡―広大寺池周辺を踏査し、龍象寺住職の浅井證善氏に様々の御教示を賜った。ここに記して深謝申し上げる。
- 付記3 本稿の調査では、東京大学史料編纂所データベースを利用した。

（令和3年11月12日受理）